号唱ットカード RABBIT ご利用のご案内



ボイントサービ

ラビットカードでのショッピングご利用金額に応じて、ポイントが加算されます。 100円につき1ポイントが加算されます。

ポイントのお知らせ方法

「カードご利用代金明細書」にポイントを表示いたします。 1,000ポイントから1,000ポイント単位で『お買物割引券』が発行されます。

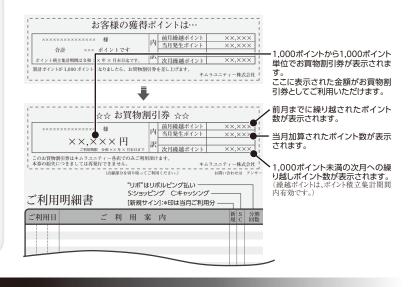
お買物割引券のご利用方法

「カードご利用代金明細書」に表示してある『お買物割引券』をお買い上げ時に レジへお渡しください。1,000ポイント=1,000円換算でキムラユニティー各店 にてご利用いただけます。「お買物割引券」の有効期限は、券面上に表示してあ ります。有効期限を超えた利用はできませんのでご注意ください。

【 ポイントの積立期間 】

ポイント積立期間は入会日より2年間です。ポイント積立集計期間は、「カードご利用代金明細書」に表示され、1,000ポイント未満は次月へ繰り越されます。繰 り越されたポイントは、ポイント積立集計期間を超えると全て失効いたします。

カードご利用代金明細書見本



ポイントサービス規定

第1条(規定の目的など)

- 第1条(規定の目的など)
 1.本規定は、キムラユニティー株式会社(以下「キムラユニティー」という)と
 SMBCファイナンスサービス株式会社(以下「会社」という)との提携により発行する「ラビッカード」(以下「カード」という)を保有する会員(以下「会員」という)に対して提供するカードの利用特典(以下「特典」という)の内容及びその特典を受けるための条件を定めたものです。
 2.キムラユニティーと会社は、その都度、事前及び事後に会員に文書にて通知してこの規定を変更でき、会員は、予めその旨を承認します。
 第2条(特典の内容など)
 1.特典とは、会員がカードを利用して加盟店で商品を購入した場合、その請求時に確定したポイントに応じて、キムラユニティーにおける商品購入代金の割引を受けることができる制度です。
 2会社が行う「ワンダフルブレゼント21」のサービスは、このカードには付与されません。

- 4ポイントは、その対象となるカードのご利用目に拘らず、各月の請求時に会

- 4ポイントは、その対象となるカードのご利用日に拘らず、各月の請求時に会員に付与されます。
 5ポイントはボイント積立集計期間内を有効期限とし、有効期限を経過したものは自動的に失効します。
 6キムラユニティー及び会社は、会員がカード会員規約及び本規定を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイントは、当該家族会員の属する本人会員のポイントと合算してその本人会員に付与されます。
 第4条(ボイントの取り消し)
 商品・役務などの購入取り消しなどにより、会員のご利用代金の全部または一部が取り消された場合・当該取り消し額に応じたポイントは会社所定の方法に対取り消された場合・当該取り消し額に応じたポイントは会社所定の方法に対取り消された場合・当該取り消し額に応じたポイントは会社所定の方法に対取り消された場合・当該取り消し額に応じたポイントと合計算り、1会員の新規利用ポイントは、新規利用額に対して、100円につき1ポイントとして計算され、その会員に付与されます。
 2ボーナスポイントは、キムラユニティー及び会社が予め告知する所定の条件・方法によって貸出され、その対象会員に付与されます。
 第6条(特典の実施)

- 件・方法によって算出され、その対象会貝に可守されより。 第6条(特典の実施) 1前条で算出されたポイントの合計を各月の獲得ポイントとして累積します。 2その累積されたポイントに応じ、会員の毎月のカードご利用代金明細書 にお買物割引券を掲載して発行します。 3.お買物割引券の金額は、累積ポイント1,000ポイント未満を切り捨て、 1,000ポイントあたり1,000円として計算されます。但し、切り捨てた1,000ポ

- イント未満のポイントは、積立集計期間中は繰り越され、以降に付与され

(1.5) (利用できます。 第7条(複数カードの取扱い) 会員がカードを複数枚所持している場合には、本規定に基づきカード毎にポイントを計算しますので、これらを合算することはできません。 第8条(権利の消失) 理由の如何を問わず、会員がカード会員資格を喪失した場合は、本規定における全ての権利・義務は自動的に消滅します。 第9条(権利の譲渡など) 理由の如何を問わず、特典における権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供したり、相談させることはできません。 第10条(特典に関する疑義など) 理由の如何を問わず、特典における権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供したり、相談させることはできません。 第10条(特典に関する疑義など) ポイントの付与・ポイントの有効性・還元金額など会員の特典に関する疑 義は、キムラユニティーまだは会社の決するところによります。 第11条(終了、中止、変更など) 1.キムラユニティーをがに会社は、予告なしにいつでも特典を終了もしくは 中止、または内容変更することができ、会員は、予めその旨承認します。 2.特典の内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

お支払方法のご案内 〈キムラユニティーでのご利用の場合〉

1 一括払い・均等分割払い

支払回数(回)	1	3	6		1	0		12	15	18
支払期間(ヵ月)	1	3	6		1	0	-	12	15	18
実質年率(%)	0.00	23.8	4 16.9	94	14.	.99	14	1.45	16.00	15.83
利用代金100円あたりの 手数料の額(円)	不要	4.0	5.0	0	7.	.0	8	3.0	11.0	13.0
支払回数(回)	20	24	30	3	86	42	2	48	54	60
支払期間(ヵ月)	20	24	30	3	86	42	2	48	54	60
実質年率(%)	15.38	14.68	13.23	12	.83	12.	51	12.2	5 12.41	12.83
利用代金100円あたりの 手数料の額(円)	14.0	16.0	18.0	21	1.0	24	.0	27.0	31.0	36.0

(例)利用代金100.000円 10回払いの場合

手数料 100.000円×(7.00円/100円)=7.000円 支払総額 100,000円+7,000円=107,000円

2 ボーナスー括払い

ボーナス時に一括でお支払いいただく方法です。

手数料はいただきません(実質年率0.00%)。支払期間は1ヵ月から8ヵ月とします。

シーズン	お取扱い期間	お支払い日 (各月とも26日が支払日です)		
夏のボーナス一括払い	12/1~翌年6/末	6月·7月·8月		
冬のボーナス一括払い	7/1~11/末	12月または翌年1月		

3 ボーナス2回払い

年2回のボーナスの時に、ご利用代金の1/2ずつをお支払いいただく方法です。利用代金100円あたり の手数料の額は5.25円(実質年率6.00%~18.00%)とし、第2回目のご指定月に利用代金と併せて お支払いいただきます。なお、支払期間は6ヵ月から13ヵ月とします。

シーズン	お取扱い期間	お支払い日 (各月とも26日が支払日です)			
夏・冬のボーナス2回払い	12/1~翌年6/末	6月・7月・8月と12月または翌年1月			
冬・夏のボーナス2回払い	7/1~11/末	12月または翌年1月と6月・7月・8月			

4 リボルビング払い(残高スライド方式)

お支払いは、毎月末日に締切り、翌月26日となります。手数料は、お支払月の前月末日時点でのご利用 残高に対し、実質年率15.00%とし、お支払額に含みます。※締切日は上記と異なる場合があります。

ご 利 用 残 高	毎月のお支払額(手数料含む)
200,000円以下	10,000円
200,001円以上400,000円以下	20,000円
400,001円以上600,000円以下	30,000円
600,001円以上800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

(例)利用残高100,000円の場合 毎月の支払額10,000円

手数料充当額 100,000円×15,00%/12ヵ月=1,250円

利用代金充当額 10,000円-1,250円=8,750円

※「利用代金」は包括信用購入あっせんにおける「現金価格」、「手数料」は「包括信用購入あっせんの 手数料」、リボルビング払いの「お支払額」は「弁済金」をいいます。

翌月1回払い以外のご利用は、当社が定める「翌月1回払い以外の総ショッピング利用可能枠」の範囲内となります。詳しくは会員規約等をご覧ください。

